

山口県建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項（単品スライド条項） 及び第 6 項（インフレスライド条項）の運用マニュアル 改定概要

1 改定の主旨

受発注者間の協議等を円滑に進めるため、これまでの運用マニュアルの内容をわかりやすく整理し、提出書類の削減により手続きの簡素化を図る

2 主な改定内容

●単品スライド条項運用マニュアル

- ・手続きに関するフロー図等を記載するなど、内容をわかりやすく整理するとともに、事例を追加
- ・購入実績、購入金額が適当であることを証明するための提出資料の削減

（改定前）対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格がわかる納品書、請求書、領収書を全て提出

（改定後）対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格がわかる納品書、請求書、領収書のいずれかの書類を提出

●インフレスライド条項運用マニュアル

- ・出来高数量の確認における受注者からの提出資料の削減

（改定前）「工事出来高内訳書」、「実施工程表付き工事履行報告書」、「出来高状況 写真」を全て提出

（改定後）「工事出来高内訳書」または「実施工程表付き工事履行報告書」を提出